

主な質疑、意見等

質疑・意見	回答等
<p><b>【準工業地域に大規模集客施設の立地を制限することについて】</b></p> <p>①指定の理由に「大規模集客施設の郊外への拡散を制限し・・・」とは、どういう理由なのか。</p>	<p>①本市の準工業地域が、中心部周辺に点在している状況のなかで、建築規制に寛容な地域である準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心部から「にぎわい」や「都市機能」が流出するなどの問題が発生する恐れがあります。</p>
<p>②今回の規制対象となる市内の準工業地域は、中心部にはならないのか。 また、何か補助があるのか。</p>	<p>②倉吉の場合、中心部にも準工業地域はありますが、大半が郊外に配置されておりますので、大型施設が郊外へ行かないようにという意図です。 また、中心市街地活性化基本計画の策定・認定後には、これまでの国庫補助率の上乗せなどの支援があります。</p>
<p>③この規制により都市計画区域外への立地が進み、かえって中心地の活性化が失われるのではないのでしょうか。</p>	<p>③その危険性はありますが、それを避けるため鳥取県の方で大規模集客施設に規制をかける条例を作っておられますので、併せて運用していく必要があると思います。</p>